

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第18号に掲げるなまこ漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
なまこ漁業	なまこ漁業（徒手・磯見漁法）	4.5（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：45）	—	—	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第476号 北緯36度08分39.3秒、東経136度04分59.5秒 （7ーア） 北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒 基点第477号 北緯36度13分04.2秒、東経136度07分39.0秒 坂井市三国町新保地先新保導流堤先端	1月1日から 12月31日まで	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者
		1.7（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：20）			(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第541号 北緯35度40分46.4秒、東経136度04分28.3秒 （15ーイ） 北緯35度40分48.0秒、東経136度04分28.3秒 （15ーウ） 北緯35度40分48.1秒、東経136度04分08.4秒 （15ーコ） 北緯35度40分39.6秒、東経136度04分00.3秒 （15ーサ） 北緯35度40分39.6秒、東経136度04分21.1秒 （15ーン） 北緯35度40分07.5秒、東経136度04分21.1秒 （15ース） 北緯35度40分07.5秒、東経136度03分23.9秒 （15ーセ） 北緯35度39分54.6秒、東経136度03分26.3秒 （15ーソ） 北緯35度39分43.1秒、東経136度03分29.6秒 基点第542号 北緯35度39分26.3秒、東経136度03分31.6秒 (2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第301号 北緯35度44分32.9秒、東経136度01分34.3秒 基点第304号 北緯35度44分40.4秒、東経136度01分45.1秒 (3) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第508号 北緯35度45分39.6秒、東経136度00分58.5秒 （15ー4） 北緯35度45分46.4秒、東経136度00分50.4秒 （15ーテ） 北緯35度45分40.6秒、東経136度00分37.4秒 基点第509号 北緯35度45分31.6秒、東経136度00分48.1秒 (4) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1012号 北緯35度45分15.3秒、東経136度00分34.0秒 （15ート） 北緯35度45分26.3秒、東経136度00分23.9秒 （15ーナ） 北緯35度45分06.3秒、東経135度59分51.0秒 基点第1013号 北緯35度44分59.2秒、東経135度59分57.4秒 (5) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第511号 北緯35度44分28.2秒、東経135度59分11.4秒 （15ーニ） 北緯35度44分32.0秒、東経135度59分06.2秒 （15ーヌ） 北緯35度44分14.8秒、東経135度58分41.5秒 基点第512号 北緯35度44分03.3秒、東経135度58分57.5秒	1月1日から 12月31日まで	敦賀市に住所を置く者
		1.1（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：10）			(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第317号 北緯35度42分11.4秒、東経135度58分16.5秒 （16ーキ） 北緯35度42分11.2秒、東経135度58分05.3秒 （16ーク） 北緯35度42分04.3秒、東経135度58分10.3秒 （16ーケ） 北緯35度41分50.6秒、東経135度57分56.3秒 基点第320号 北緯35度41分60.0秒、東経135度57分47.7秒 基点第321号 北緯35度42分15.3秒、東経135度58分18.1秒 基点第322号 北緯35度42分15.2秒、東経135度57分57.9秒 (2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第102号 北緯35度42分24.2秒、東経135度57分51.7秒 基点第104号 北緯35度42分26.9秒、東経135度57分44.5秒	1月1日から 12月31日まで	美浜町に住所を置く者
		6（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：7）			小浜港突堤先端および次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 （26ーフ） 北緯35度30分15.5秒、東経135度44分30.4秒 （26ータ） 北緯35度30分17.5秒、東経135度44分27.7秒 （26ーチ） 北緯35度30分20.8秒、東経135度44分09.5秒 （26ーツ） 北緯35度30分04.3秒、東経135度43分57.3秒 基点第504号 北緯35度29分52.3秒、東経135度44分27.3秒	1月1日から 12月31日まで	小浜市に住所を置く者
		1.7（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：16）			(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第397号 北緯35度31分16.7秒、東経135度30分51.6秒 基点第403号 北緯35度31分28.0秒、東経135度30分54.4秒 (2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第272号 北緯35度31分43.5秒、東経135度30分09.7秒 （38ーオ） 北緯35度31分46.1秒、東経135度30分04.7秒 （38ーカ） 北緯35度31分40.6秒、東経135度29分53.3秒 （50ーオ） 北緯35度31分30.4秒、東経135度29分43.6秒 基点第275号 北緯35度31分25.7秒、東経135度29分45.0秒	1月1日から 12月31日まで	高浜町に漁業の根拠地を有する者